

# 令和4年第8回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和4年12月21日（水曜日）

---

## 議事日程（第5号）

令和4年12月21日（水）午後1時30分開議

第 1 行政報告

第 2 （令和3年度決算に関する常任委員会付託案件）

\* 総務文教常任委員会分

議案第76号、議案第83号から議案第86号まで

\* 市民厚生常任委員会分

議案第77号から議案第79号まで、議案第81号、議案第82号、議案第87号

\* 産業建設常任委員会分

議案第80号、議案第88号、議案第89号

第 3 （今定例会における常任委員会付託案件）

\* 総務文教常任委員会分

議案第92号から議案第96号まで、議案第101号から議案第104号まで、議案第112号、議案第118号、議案第119号、議案第128号から議案第134号まで、陳情第10号、陳情第11号

\* 市民厚生常任委員会分

議案第105号から議案第107号まで、議案第111号、議案第113号から議案第115号まで、議案第120号から議案第125号まで、陳情第8号、陳情第9号

\* 産業建設常任委員会分

議案第97号から議案第100号まで、議案第108号から議案第110号まで、議案第116号、議案第117号、議案第126号、議案第127号

第 4 諸般の報告

第 5 発議案第14号

第 6 議案第135号

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（21名）

1番	平	田	和	太	龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純	一	君		4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健	二	君		6番	後	藤	勇	典	君

7番	北	啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
9番	広瀬	大	海	君	10番	上杉	育	子	君
11番	稲辺	茂	樹	君	12番	山田	伸	之	君
13番	荒井	眞	理	君	14番	坂下	善	英	君
15番	山本	卓	君	16番	金田	淳	一	君	君
17番	中村	良	夫	君	18番	中川	直	美	君
19番	佐藤	孝	君	20番	駒形	信	雄	君	君
21番	近藤	和	義						

---

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総務部長	伊中川宏君
市民生活長	金子聰君	地域振興長	石田友紀君
農林水産長	本間賢一郎君	観光振興長	岩崎洋昭君
建設部長	清水正人君	教育次長	磯部伸浩君
消防長	羽二生正博君	企画財政部長 (兼財政課長)	平山栄祐君
社会福祉部 副部長 (兼子ども 若者課長)	市橋法子君	会計管理者 (兼会計課長)	本間智子君
上下水道長 上課	森川浩行君	兩津病院長 管	伊藤浩二君
代監査委員 監査委員	渡部直樹君	監事務局長	斎藤昌彦君
農業委員會 事務局長	斎藤修君		

---

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	斎藤壯一君
議事調査長	斎藤慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（近藤和義君） 議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） 本日の日程について御報告いたします。

お手元の議事日程及び会期日程表を御覧ください。まず、本日の日程第1、行政報告についてであります。これは、18日からの大雪被害に関し、執行部から行政報告の申出があり、議会運営委員会においてこれを了承したものであります。

次に、本日の日程第4、諸般の報告についてであります。これは、小木一直江津航路に対する行政の支援について産業建設常任委員長から所管事務調査の報告の申出があり、議会運営委員会においてこれを了承したものであります。当該報告書は、お手元に配付したとおりであります。

次に、本日の日程第5、発議案第14号についてであります。これは、室岡啓史議員ほか4名の議員から佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の発議があり、所定の要件を満たしておりましたので、議会運営委員会において本日の議事として取り扱うことを了承したものであります。当該発議案は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、本日の閉会後でありますが、執行部の申入れにより、議員全員協議会を開催します。内容は、お手元に配付した通知のとおりであります。

私からの報告は以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

---

日程第1 行政報告

○議長（近藤和義君） 日程第1、行政報告を行います。

市長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 12月18日からの大雪の状況について、改めて御説明をさせていただきます。

18日から19日にかけて強い冬型の気圧配置となり、佐渡市では平野部で30センチメートル以上、山間部では50センチメートル以上の積雪があり、倒木や竹の倒伏などが非常に多く、道路の除雪についても困難が生じている状態でございます。停電の状況につきましては、同時に広い範囲で停電が発生しており、最大で約6,000戸ございましたが、現在は4,800戸となっております。東北電力が本土からの応援をいただきながら復旧作業に当たっている状況でございます。全体復旧のめどはまだ立っていないという状況でございます。市では、停電地域6地区、7か所で避難所を設置し、現在、延べ19名の方が利用されております。

また、高齢者等の要配慮者への安否確認も進めており、連絡手段がない御家庭は訪問して確認するなど、必要な物資の配布も併せて、できる限り現地でお会いできるような形で取り組んでおるところでございます。

また、一般温泉も含めて、佐渡市の関連の温泉含めて入浴施設の無料開放を行っております。あわせて、これは有料ではございますが、市と災害協定を結んでいるホテル、旅館、これを自主避難所として宿泊ができる状況となっております。食事なしの場合、1泊4,000円の税別ということになります。現在、全国旅行支援もございますので、ぜひ有利なほうでホテルのほうも使い、宿泊施設のほうもお使いいただければというふうに考えておるところでございます。

あわせまして、昨日から三菱自動車様とのEVの連携、災害時の自動車の連携を踏まえましてプラグインハイブリッドの車をお借りしまして、松ヶ崎のほうに電源を供給しておるというところでございます。これは車でございますので少のうございますが、やはり診療所を含めて一定程度の器具が動かせるということで、今コバック様から1台御提供いただき、日産自動車様のほうからもまた1台御提供、そして三菱自動車様のほうからもう1台今、12時に車を船に載せてくるということで、4時ということになりますので、電源のない診療所等を中心にしながら、機械等が動くようなことは支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

本当に停電地域の皆さん長引いており、また学校の休校もあり、本当に御迷惑をおかけしているところでございます。不安もあります。私どもとしてもしっかりと情報が確認でき次第、情報を出していきたいというふうに思っておりますし、現在、携帯電話等が通じないところは公民館に支援物資、そして公民館に情報を紙の形で置くようにしております。そこに暖を取るなり、その公民館等を人が集まる形にしているだければ、灯油も含めながらそこに物資の供給を定期的にしてまいりますので、そういう形も含めながら生活の支援を取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、電力事業者、除雪業者、県等、関係機関と連携しながら一日も早い復旧に取り組んでまいります。御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） このたびの大雪による教育施設等への状況について報告いたします。

一番影響を受けました19日でございますが、学校では南佐渡中学校、赤泊中学校、松ヶ崎小中連携校、小木小学校、羽茂小学校、赤泊小学校、合わせて7校が大雪停電のため臨時休校、また行谷小学校では児童が登校できましたが、停電復旧のめどが立たず、児童が暖を取れないことから早期下校、そして内海府小中連携校は、道路を大幅に迂回する必要から2時間遅れで開始するなど、大きな影響を受けました。20日以降は、停電等復旧しました行谷小学校など、順次普通授業に戻りつつありますが、今日現在、停電が続いている赤泊小学校、中学校は引き続き臨時休校としており、松ヶ崎小中連携校や内海府小中連携校は時間変更、短縮の措置により再開を図っているところであります。関連しまして、給食センターについても停電の続く赤泊と松ヶ崎を除いて再開はいたしております。

また、社会教育施設の状況につきましても、停電の影響から現在も赤泊総合文化会館内の地区公民館、図書館、資料館と赤泊体育館、羽茂B&G海洋センタ一体育館の閉館が続いております。皆様の御理解、

御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で行政報告は終わりました。

報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

---

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第76号、議案第83号から議案第86号まで

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第77号から議案第79号まで、議案第81号、議案第82号、議案第87号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第80号、議案第88号、議案第89号

○議長（近藤和義君） 日程第2、令和3年度決算に関する常任委員会付託案件について議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、広瀬大海君。

〔総務文教常任委員長 広瀬大海君登壇〕

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第76号 令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会が指摘する事項は次のとおりであります。指摘事項。(1)、総務文教常任委員会。(1)、渡辺市政の予算について。令和3年度は、渡辺市政として年度を通して初めての予算編成であり、施政方針に掲げた「子どもからお年寄りまで安心して笑顔で暮らし続けられることができる島、持続可能な賑やかで元気な島づくり」の実現に向けて、各課がどのような対応をしたのかを総括し、次年度に向けた取組をすべきである。

(2)、コロナ禍における対応について。当年度は、新型コロナウイルス感染症が本格的に流行、蔓延した2年目であり、あらゆる分野へ大きな打撃を与えた年であったため、その対応策や実績を調査する決算審査である。長期化するコロナ禍により、地域経済と市民生活が疲弊している中、令和2年度繰越事業を含め、令和3年度は総事業費7億9,000万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億4,333万円、一般財源4,756万円を活用し、様々な施策を講じてきたが、いまだあらゆる分野で影響が続いている。引き続き現状把握に努め、支援が行き届いていない部分があれば、一般財源も活用するなど、市民に寄り添った支援を検討するよう強く求める。

(3)、内部統制について。過去の不祥事の際に改善されなければならなかった補助金交付事務、収入

事務の適正、振替休日の取得など昨年度も厳しく指摘しているが、改善がされていないことは遺憾である。内部統制を強化し、指摘事項について早急に改善すること。

(4)、教育委員会組織について。令和元年度の組織改編により、教育委員会が3課体制となったが、横断的な連携が取れていない。例えば学校図書費は教育総務課であるが、学校図書整備計画は学校教育課となっているなど、いまだ業務分担が明確になっていない状況が見受けられるため、教育委員会組織について、実態に即した体制とすべきである。

(5)、議会事務局。全国で85%の自治体が導入している会議録検索システムは、市民の政治参加を推進するためにも最低限必要なものである。早急に導入を進めること。

(6)、会計課。年間4万5,000枚の会計伝票の処理が行われている。迅速かつ正確な処理が行えるよう、伝票処理のDX化を検討されたい。また、資金運用に関しては、慎重かつ適正な運用に努められたい。

(7)、監査委員事務局。定期監査、例月検査における指摘について。定期監査並びに例月検査における指摘事項に対する改善が見られず、執行部の対応は極めて問題である。同じ指摘を何度も受けている場合は、厳しい対応を取るよう強く求める。

(8)、総務部総務課。①、働き方改革について。毎年、全体で約8万時間もの時間外勤務が見られる。これを改善するため、職員の働きやすい職場環境を求めるとともに、悩みを抱えている職員が気軽にかつ早期に相談できる体制強化が必要と思料する。また、職員の適正な定数については、類似団体の比較のみならず、ほかの離島の状況や予算規模など様々な要件を加味し、持続可能な市民サービスを構築できる体制を整えること。

②、ケーブルテレビについて。指定管理施設である佐渡市ケーブルテレビ放送施設に関する財政援助団体監査結果の指摘事項について、早急に解決すること。

(9)、総務部防災課。離島における防災力の強化について。本市が離島であることを踏まえ、自然災害や海上物流の遮断の際にも本土からの支援、物流などの連携が途切れることのないよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症や災害に対応できるよう避難所の整備と併せて地域防災力の向上を図られたい。

(10)、企画財政部財政課。①、当初予算編成方針及び決算の在り方について。市の予算編成の考え方や主要施策の成果説明書の記載については、財政民主主義の視点で市民にも理解できるよう予算編成方針の公表や前年度との比較を記載するなど、分かりやすくかつ客観的に検証できる記載内容に変更すべきである。

②、業務委託について。業務委託は、行政が本来行う事務の一部を民間業者へ委託することであるが、委託業者が増えることで職員の事務能力のスキルアップの妨げとなるおそれが危惧される。持続可能な行政運営を行うには、行政職員は何を担うべきなのかを明確にし、スキルアップできる環境を整えること。また、委託業務に係る経費は単に参考見積りを業者から徴取するのみで、その金額の妥当性について詳細に精査をしていない契約がある。委託する業務を的確に判断できる職員の育成と確保を強く求める。

(11)、教育委員会教育総務課。①、奨学金制度について。令和5年度に大きく制度が変わるが、「市の発展に資する有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促す」という現制度の目的と佐渡市で負担している予算の有用性についての検証を行うこと。

②、遠距離通学支援事業について。学校統合に伴うスクールバスは各学校によって乗車基準が異なっているが、少子化の影響で対象地域の児童生徒の乗車人数が減少している状況にあるため、対象範囲の見直しを図るなど柔軟な対応を取ること。

③、文化・体育活動費補助金について。コロナ禍の中、島外における文化、体育活動に130件、延べ1,288人の生徒が参加し、活躍していることは大変喜ばしいことである。コロナ禍における活動を後押しするためにも、参加者の受益者負担を元の負担額に戻すよう強く求める。

(12)、教育委員会学校教育課。①、G I G Aスクールについて。タブレットを活用した授業が行われる中、職員のスキルにより授業の進み具合に学校間格差が生じないよう指導力向上に努められたい。また、Wi-Fi環境のない家庭でもタブレットが利用できるよう通信料を市が負担するなど、子供たちに平等な教育の機会を提供するよう対策を講じられたい。

②、不登校対策について。不登校児童などに対応するスクールカウンセラー等の専門的人材については、迅速かつきめ細やかな対応ができるよう十分な人的配置をし、学校と家庭との連携体制を整えるよう強く求める。

③、放課後における子供の居場所について。新型コロナウイルス感染症拡大により、学童保育が閉鎖になった際の子供たちの放課後の状況が把握されていない。他課と連携し、子供たちに寄り添い、安心、安全な居場所づくりに努められたい。

④、学校図書整備について。令和3年度は、第5次「学校図書整備等5か年計画」の最終年度に当たるにもかかわらず、総括がされていない。子供たちの感性、表現力、創造力を高めるためにも、令和4年度からの計画に沿った措置を講じ、学校図書の充実に努められたい。

(13)、教育委員会社会教育課。①、社会教育事業の推進について。地区教育事務所の本来の目的は、地域における社会教育をはじめとする地域活性化に寄り添うためのものである。コロナ禍において地域コミュニティーが低下している中にあるからこそ、社会教育の役割が重要であるが、その状況の把握が不十分であった。現状を把握し、コロナ禍における社会教育活動の推進に向け、必要な対策を講じるよう努められたい。

②、佐渡博物館の在り方について。老朽化している佐渡博物館の土地、建物については、令和6年度末で契約者との期限が満了となる。世界遺産登録を目前に控える中、収蔵品の整理及び佐渡を代表する博物館の在り方について、契約満了までに明確な方針を示すこと。

③、佐渡文化財団について。文化財団の本来の役割を担える組織体制を早急に確立すること。

④、社会教育の現状把握について。社会教育に関する事業、所管施設は多いが、市民の心と体の健康を維持向上するためには利用者動向全体の傾向を把握することが必須である。佐渡市の社会教育の現状の作成を求める。

⑤、任意団体の事務決裁について。社会教育課が所管する任意団体の事務決裁は、佐渡市任意団体の会計事務取扱規程では課長決裁となっているが、出先機関の多い部署としては非効率である。現状に即したものとなるよう規程の見直しを図られたい。

(14)、消防本部。新型コロナウイルス感染症の疑いのある救急搬送は、令和3年度では56件と多い状況にある。災害発生時にもしっかりと人員体制が確保できるよう定数の維持に努められたい。

2、市民厚生常任委員会。（1）、市民生活部生活環境課。一般廃棄物処理施設整備費について。佐渡クリーンセンター焼却残渣一時保管施設建設工事において、地盤悪化により工事が大幅に遅延し、追加経費も発生した。主な原因是、既存のボーリング調査データを活用し工事の設計をしたことがある。今後は、設計前段階における調査、情報収集については、担当課及び工事監理部署も含めて手戻りとならないよう市としての共通マニュアル作成などの対策を求める。

（2）、社会福祉部社会福祉課。生活困窮者自立支援費について。コロナ禍の厳しい状況において、相談体制、就労支援を強化したことにより、就労者数を令和2年度の7人から令和3年度では21人へと大きく増加させたことは大変評価できる。制度の趣旨にのっとり、引き続き市民が安心して暮らせるよう支援体制の充実を求める。

3、産業建設常任委員会。（1）、地域振興部産業振興課。①、新型コロナ対策について。地方創生臨時交付金を活用したプレミアム商品券やティクアウト食事券等の経済対策関連4事業において、合計3億7,961万円の支出に対し、最低でも6億円の経済波及効果があり、消費喚起につながったとの説明があった。今後も継続して島内経済循環を促進する事業実施に努めること。

②、販売網構築事業（佐渡產品販路拡大プロモーション業務委託）について。本事業は、佐渡産農産物や伝統工芸品などのブランド化を進め、国内外の新たな販路の開拓と佐渡產品の認知度や販売価格の向上を図るための事業である。906万4,000円の事業として、新たな販路を10件ほど開拓できているが、事業見積りの積算根拠の詳細が不透明であった。本事業の費用対効果を十分検証するとともに、見直しを図ることを強く求める。

（2）、農林水産部農業政策課。園芸作物振興事業について。佐渡産ブランド構築事業で佐渡産農産物のブランディング支援のため、統一デザイン等の制作を300万円で委託したが、費用対効果や成果物の利活用状況について十分なものとは言い難い。また、産業振興課においても同様のコンセプトと思えるような事業を同一事業者へ委託しており、事業区分の明確性、事業の必要性についてなど理解し難い。今後は、事業の見直しを含めて改善が図られるよう努力することを強く求める。

（3）、観光振興部観光振興課。冬季プレミアム商品造成事業（新型コロナ対策）について。本事業は、新たな観光誘客商品として富裕層をターゲットに佐渡までの移動、食事、宿泊などサービス内容のグレードを高めた旅行商品を造成する事業である。検証報告では、「旅行社よりもOTAでの販売が上回っていたことから、高額商品であってもOTAが有効である」と結論づけられている。この結果を踏まえ、今後はオンライン予約との連携を強化するとともに、旅行社に対しては成果報酬型の委託事業を推し進めることで費用対効果が改善される努力を行うことを強く求める。

（4）、観光振興部交通政策課。交通対策事業（運転免許証返納支援事業）について。本事業は、高齢者による交通事故の防止と公共交通の利用促進を図るため、70歳以上の方の運転免許証自主返納を支援するものである。市は、バス、タクシー共通利用券を購入し、各1万円分を231人に対して交付したが、5割程度の利用者しかいないことが判明した。本事業の制度設計を見直し、今後の利用促進に努めること。

（5）、農業委員会事務局。農業委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬について。年額報酬については、同額が分配支給されている現状が分かった。委員によって受持ち地区の状況が異なるため、各委員の努力が報われるよう実績支給へと改善することを求める。

議案第83号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第84号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 令和3年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案は令和3年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより令和3年度決算に関する総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第77号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第78号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第79号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第81号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第82号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第87号 令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しまし

た。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。指摘事項。(1)、決算の会計処理について。勘定科目違いにより決算書が作成されていたことについては、事務的チェック体制等の不備が原因であり、このような組織体制は大きな問題である。今後は、専門職員の育成や会計処理の委託など、再発防止策を早急に構築されたい。

(2)、病院事業の運営について。両津病院において地域包括ケア病床が稼働し、収支改善が図られている。引き続き収支改善に努めるとともに、地域に必要な病院として、市立の病院という立ち位置を明確にしながら、地域住民に信頼される医療体制を提供されたい。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより令和3年度決算に関する市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第80号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第88号 令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。指摘事項。本市の水道料金は、離島の中でも既に高額水準にあり、移住、定住促進や生産年齢人口の流出抑制の観点からも、今後受益者負担が増大していくことは望ましいことではない。有人国境離島である佐渡において、地方自治体のみで生活インフラを維持していくことは非常に困難である。よって、各省庁への要望の機会や全国離島振興協議会を通じて、国からの支援が手厚くなるよう要望し続けることを強く求める。

議案第89号 令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について。本案は、令和3年度佐渡市下水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより令和3年度決算に関する産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

以上で令和3年度決算に関する常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

---

日程第3 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第92号から議案第96号まで、議案第101号から議案第104号まで、議案第112号、議案第118号、議案第119号、議案第128号から議案第134号まで、陳情第10号、陳情第11号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第105号から議案第107号まで、議案第111号、議案第113号から議案第115号まで、議案第120号から議案第125号まで、陳情第8号、陳情第9号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第97号から議案第100号まで、議案第108号から議案第110号まで、議案第116号、議案第117号、議案第126号、議案第127号

○議長（近藤和義君） 日程第3、今定例会における常任委員会付託案件について議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、広瀬大海君。

〔総務文教常任委員長 広瀬大海君登壇〕

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について。本案は、デジタル社会形成整備法の公布により、個人情報保護法が改正されたことに伴い、佐渡市個人情報保護条例の全部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。マイナンバー制度やDX化、地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化が進むなど、社会インフラが大きく変わることにより、本条例の全部改正となったが、市民から広く意見を募ることや制度周知を含め、パブリックコメントを実施すべきであった。今後も個人情報が確実に保護されるよう強く求める。

議案第93号 佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、佐渡市個人情報保護条例の全部改正に伴い、関係する条例の整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員法の改正も踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなど、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年が引き上げられることに伴い、佐渡市職員の給与に関する条例など、関係条例の規定を整備するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用自動車の借り入れ及び燃料代の公費負担の1日当たりの金額上限と、選挙運動用ビラ及びポスター製作費1枚当たりの金額上限について、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）。本案は、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者として、株式会社佐渡テレビジョンを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は6,589万円であります。審査の結果、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。3年間の指定管理料が前回の2,948万円から6,589万円と大幅に増額となっている。その要因として、コロナ禍などによる急激な物価高騰、施設老朽化を考慮して光熱水費、修繕費を1.4倍で算定していると説明があったが、本来、大幅な物価変動に伴う高騰分等は、リスク管理の中で協議し、別枠で考えるべきものと思料する。また、令和3年度財政援助団体等監査結果の指摘事項への対応を早急に進められたい。

議案第102号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。本案は、勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート及び両津農村広場の指定管理者として住吉みどりの会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,268万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）。本案は、両津総合体育館の指定管理者として一般財団法人佐渡スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,787万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）。本案は、佐渡スポーツハウス及び佐渡市陸上競技場の指定管理者として一般財団法人佐渡スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は1億9,797万円であります。審査の結果、原案どおり賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、以上2議案について本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。指定管理料の算出に当たっては、前例踏襲の総額主義となっている。住民サービス向上のため、指定管理者の自主事業を推進するなど、公共施設の適正かつ効果的な運営に努めること。

議案第112号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ4億318万9,000円を追加するものであります。主な内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入・歳出所要額の計上、保育所等送迎バスへの置き去り防止装置の設置に要する経費や海洋周辺地域における訪日観光促進事業に係る経費を計上するほか、公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。債務負担行為補正について。指定管理者との協定に基づく公共施設の運営業務委託料（指定管理料）が債務負担行為として計上されているが、指定管理に関する審査において、市としての指定管理料の算定方法に統一性がなく、かつ、その根拠が不明瞭であった。今後は、指定管理者制度の趣旨を十分に認識し、佐渡市としての統一した方針の作成と公共施設の在り方について検討するよう強く求める。

議案第118号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、佐渡市職員の給与について改正するものであります。主な内容は、若年層の給与月額の引上げ及び勤勉手当の支給月数を引き上げることなどであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4,437万8,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告及び人事異動に関する人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 佐渡市現庁舎大規模改修（建築）工事請負契約の締結について、議案第129号 佐渡市現庁舎大規模改修（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第130号 佐渡市現庁舎大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、佐渡市現庁舎大規模改修工事請負契約について、本年11月29日に執行した入札における落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 加茂小学校長寿命化改良（建築）工事請負契約の締結について、議案第132号 加茂小学校長寿命化改良（機械設備）工事請負契約の締結について。以上2議案は、加茂小学校長寿命化改良工事請負契約について、本年11月29日に執行した入札における落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 旧南佐渡離島開発総合センター解体工事請負契約の締結について。本案は、旧南佐渡離島開発総合センター解体工事請負契約について、本年11月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和5年度以降における市の行政組織について、政策の立案及び推進のさらなる強化と、費用対効果を見据えた持続可能な財政運営を推進していくために、現在の企画財政部を企画部と財務部に改編するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第10号 新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のパブリックコメント未実施についての陳情。本陳情は、新潟県が「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定するに当たり、佐渡市に条例案のパブリックコメントの実施を求めたにもかかわらず、市が実施しなかったことについて、市民に対してその理由の説明と謝罪を求めるとともに、当該制度の市民周知を求めるものであります。当該条例制定に当たるパブリックコメントは、実施主体である新潟県が令和3年10月に実施している。審査において、保険加入の義務化など市民生活に関わる制度でもあり、制度周知について積極的に行うよう強く指摘した。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第11号 佐渡市消防本部の消防法違反についての陳情（再）。本陳情は、市の消防本部が夜間防火広報活動として平常時に鎮火信号を定期的に鳴らして市内を車で回っていることについての科学的根拠または法的根拠を示すことを求めるものであります。審査において、消防法第18条第2項に定められている「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。」の「みだりに」とは、正当な理由なくしての意味であり、防火広報のために消防車両で鐘を鳴らす行為は消防法第18条には抵触するものではないことを確認した。また、新潟県内の多くの市においても、本市同様の防火広報活動が実施されているとの説明があった。警鐘を鳴らして巡回する防火広報は、既に市民に広く根づいているものであり、これまでと同様に必要不可欠なものであると判断する。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後 2時21分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定についてと、関連します議案第

93号の佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての反対の討論を行います。

基本的には、なぜ反対するかという意思表明という意味で討論に参加をしたいというふうに思います。デジタル化に伴う個人情報保護条例の、先ほど委員長の説明にもあった統一化、全部改正というものでございます。私は、何もデジタル化そのものを反対しているわけではありませんが、幾つか論拠を述べたいというふうに思います。まず、12月13日の共同通信では、マイナンバーへの公金の受け取り口座のひもづけがされるかと、このニュースも出ておりまし、12月3日の共同通信ではマイナンバーについては過去5年で3万5,000人分以上のデータが出たというのが報道されております。こういった意味では、極めて個人情報保護条例は重要だということあります。個人情報保護条例については、冒頭の本会議でも言いましたが、本来地方自治体が先行していて個人情報保護をするという立場で施行されてきたものであります。今回は、デジタル関連法案の関係に伴って、逆に保護というよりもデータをどう使うかという側面が非常に強いものと言うまでもないところであります。今言ったように、そういった観点からすると、この個人情報保護条例はしっかりと立てておく必要があるというものでありますし、日本弁護士連合会など法律家も含めて今回の個人情報保護法そのものについても拙速過ぎはしないか、もうちょっと慎重であるべきではないか、それに伴って実態の改善にも時間が非常に少ないのではないかというところが指摘をされているところであります。

まず第1点は、先ほど総務文教常任委員長からもありましたが、パブリックコメント、つまり個人の情報に関わることについてですから、しっかりとパブリックコメントをやるべきが常識だったというふうに思います。例えばある自治体のホームページでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護条例が改正されます、については法改正の趣旨を踏まえつつ、皆さんの個人情報保護のためにこれまで積み重ねてきた情報公開、個人情報保護審査会の関与などの取組について可能な限り制度として検証していきたいと考え、改正案の素案をパブリックコメントしますと、このようになっております。委員会の審査の中でもありました。個人情報保護法です。インターネットで見れば出ていますが、基本理念は第3条に書かれています。個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるものであると、こういうことの条例の制定であります。第5条では、地方公共団体の責務を定めており、地方公共団体はこの国の法律の趣旨にのっとり、地方公共団体の区域の特性に応じて、つまり佐渡市の特性に応じて適正な扱いを保護するための必要な施策を講ずるべきというふうになっているものであります。総務部長は一生懸命インターネットを調べているようですが、そう書いてあります。ちなみに、皆さんも御覧になったと思いますが、これは国の個人情報保護法の改正に向けての資料です。これは一般質問でやったのですが、地方自治体はどんなことをしないといけないのかということで書いてあります。法の趣旨の上で条例で定められることが法律上必要な事項、2つ目が条例で定めることが法律上許容されている事項、3点目が単なる内部手続に関する、いろいろなのがあるけれども、個人情報やデータ流通に関する直接影響を与えない事項について条例で定めることが許容されるという、明確に地方の権限も書いてあります。

最後に、議員の皆さん御覧になったと思いますが、これが古い個人情報保護法です。これは、44条から成り立っております。今回の全部改正と言いますが、12条改正です。なかなか難しいのですが、例えば

現在第8条には個人情報の適正な取得のことが定められており、第9条では取得の制限が定められていますが、新しい法律の第14条の中にはそのような表記ではなくて、どちらかというと取るほうの表記、条文になっているかというふうに思います。もちろん国もそんなに抜け穴があるわけではなく、関係法令やいろいろなもので縛りはかけているのですが、日本弁護士連合会なども言っているように個人情報、信条なども含む要配慮情報などの取扱いは極めて不十分だという指摘もあるところでございます。デジタル化に伴ってこのようなものは当然必要になってまいりますが、佐渡市として個人情報をしっかりと守るという前提でなければデジタル化も進まないのではないか、こういう観点を指摘して今回の全部改正について反対するものであります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第92号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第93号 佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議案第101号 公の施設に係る指定管理者の指定（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案になっている指定管理、ケーブルテレビの関係について反対討論を行います。

これも立場表明という意味で討論というふうにしたいと思います。先ほど総務文教常任委員長が全体にわたって今回の指定管理の問題について総論的に指摘をしております。私も総務文教常任委員会の中で全体として一致をした意見を載せておるとおりでございまして、ただ賛否の問題が大きく分かれたというだけであります。まず、なぜ今回反対するかということの一つは、先ほどの委員長報告にもありましたが、指定管理料の基準や何かをやっぱり明確にしておく、市民の税金を使うのだから。そういうことで、積算

してから再公募をしても、4月からですから、まだ間に合うという意味であえて反対をしたいというふうに思います。

そこで、まず総論ですが、ほかのところにも全て関わるわけですが、総務文教常任委員会全体でも審査をしております。国そのものが、指定管理というものはコストカットのツールにすべきではない、そこでワーキングプアを生み出すべきものではない、行政がやるよりも民間がやることによってもっと住民サービスがよくなるようなものになるのだというのが大きな柱でありますから、指定管理については国からのそのような通知が来ている。そして、そこで働く方々にワーキングプアのようにして働かせてはならないという国の通知が幾度か出ているものであります。

幾つかの細かい点について指摘をいたします。1つは、ケーブルテレビということで、施設修繕の関係もあります。大分古くなっているという話もあるわけですが、そういった意味でいうとリスク関係、特記仕様書上は第10条の関係でリスク分担、指定管理者が持つべき修繕費と市が持つべき修繕費の中で、どういうわけか、ここに指定管理の特記仕様書が、この件についてはほかのとは違い、人件費、物品費、光熱水費等の物価変動に伴う経費の増については指定管理者になっているというようなことがあります。出された資料によりますと、令和3年度におきましては、この年度は電柱の移転とか落雷の障害物、ケーブルの破損等の関係で20万円未満のものが75件で320万円余りあります。つまり1年間で320万円ですから、3年間で1,000万円も実はこの業者が持っているのではないかということになります。そういう意味でいってもちょっとこれは、私は施設そのものが古くなっているところでリスクをかぶせ過ぎではないかというふうに思うところでありますから、業者にリスクをかぶせるのではなくもう少し全体としてやるべきだということであります。先ほど指定管理料が大幅に上がったことについては委員長のほうから報告がありました。

最後に1点だけ述べておきます。募集要項ではこのように書かれております。本施設は、行政情報や生活、産業生産の多様化した地域情報を市民に提供することにより、地域コミュニティーの醸成を図り、地域づくりの形成及び市民福祉増進に資することを目的としていますというふうに定めてあります。そういう意味でいいましても、しっかりした指定管理者としてやれるような指定管理料として改めて積算をして、公募をしてやるべきではないかというのが私の立場でございます。このことを述べて反対討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

これより議案第101号 公の施設に係る指定管理者の指定（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）について

の討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案になっている指定管理の問題について反対の討論を行います。

先ほどと似ているところであります、反対をする理由を明示しておきたいというふうに思います。1つは、先ほども言いましたが、今回の指定管理料において、内訳でいいますと人件費そのものが三角という状況になっております。1,170万円の三角ということになっております。その内訳を見ますと、14名分なのだそうです。常務が1名、そのほか臨時職員、人件費の分け方はいろいろあるにしても、やはりこれを単純逆割りだと1人179万円です。ワーキングプアそのものです。ここで働く方々にとってもやっぱりしっかりと働いていただいて、指定管理の姿勢として、先ほども言いましたが、市民に喜ばれる施設として市に代わって運営をしていただくというのが市の責務だというふうに思います。安ければいい、悪ければいいというものではなくて、私は必要なものはしっかり出すべきだという立場でございます。

ですから、元に返りますが、委員長報告の中で指定管理料の積算根拠等は極めて前例踏襲主義で問題だったという指摘をしている、そのとおりであろうというふうに思います。過去に働いている方々の問題もあったようにも仄聞をしておりますので、そうしたトラブルがなく、しっかり安心して働いていただいて、自主事業も大いにやっていただいて、市民のためになるスポーツ施設として大いに活躍をしていただきたい。そういう意味で、再公募して、指定管理料も再算定して考えるべきだということを述べて討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

これより議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第104号は、原案のとおり可決されました。

これより陳情第10号 新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のパブリックコメント未実施についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第10号を採択することは否決されました。

これより陳情第11号 佐渡市消防本部の消防法違反についての陳情（再）の採決を行います。本案に対する委員長の報告は不採択であります、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立なしてあります。

陳情第11号を採択することは否決されました。

議案第92号、93号、101号、104号、陳情第10号、11号を除く今定例会の総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第105号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ビューさわた）。本案は、ビューさわたの指定管理者に特定非営利活動法人おけさ福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は4,656万9,000円であります。

議案第106号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畠野温泉松泉閣）。本案は、畠野温泉松泉閣の指定管理者に特定非営利活動法人おけさ福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は8,490万9,000円であります。

議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉クアテルメ佐渡）。本案は、羽茂温泉クアテルメ佐渡の指定管理者に株式会社ヴァーテックスを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,775万6,000円であります。

以上3議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

なお、以上3議案について、本委員会で付した意見は次のとおりでございます。意見。入浴施設については、人口減少やコロナ禍による利用者の減少、施設の老朽化により経営の継続が厳しい状況は明白である。よって、今後の方向性について、この指定管理期間内で明確な結論を見いだすことを強く求める。

続きまして、議案第111号 財産の無償譲渡について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉の建物を合同会社湯らくに無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ630万円を追加するものであります。主な内容は、原油等価格高騰に伴う光熱水費負担金の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ876万5,000円を追加するものでございます。主な内容は、原油等価格高騰に伴う燃料費、光熱水費負担金の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額に1,925万3,000円を追加し、収益的支出の予定額に945万4,000円を追加し、資本的収入の予定額に2億5,565万2,000円を追加し、資本的支出の予定額に2億1,436万2,000円を追加するものであります。主な内容は、両津病院の補助金収入、両津病院及び相川診療所の光熱水費及び燃料費、新両津病院建築工事費及び医療機器購入に係る経費の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第120号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ28万7,000円を追加するものでございます。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ17万7,000円を追加するものでございます。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ84万7,000円を追加するものでございます。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ688万1,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告及び人事異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ168万5,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額でござ

います。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に975万円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告及び人事異動に伴う人件費の増額でございます。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、陳情第8号 佐渡市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書の提出を求める陳情。本陳情は、感染症専門病院の支援や野戦病院を設置するためには、潜在看護師を活用することが重要であるとして、潜在看護師の活用を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島条例の制定違反についての陳情。本陳情は、本条例制定において、パブリックコメントを実施せず、市民へのコンプライアンスを無視して条例を制定したことについて謝罪を求めるとともに、法令遵守を宣言することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第111号 財産の無償譲渡（新穂潟上温泉）について委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） お尋ねをしたいのは2点です。

本会議の議案上程のときも聞きましたが、市民の財産を無償で譲渡する、つまりゼロ円であげるということですから、この財産の価値は一体幾らなのか。こういった場合、補助金と同じですから、どうなのか。近々でいうと、あれは売ったということになっていると思いますが、金井温泉などは減額譲渡の部分もあって売ったような感じもしているのですが、幾らなのかということです。

もう一つは、建物を無償でやるのだけれども、土地については違う地主がいるというふうに思うのですが、つまり恐らく5年だか無償で受けたら極端な話、誰に売ろうが何をしようが勝手なのだろうというふうに思うのですが、将来的に直接その方が地代を着手するわけではないのでトラブルが起きるのではないかということについて将来に伴う諸問題はないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

2点目は、これも本会議の上程のときにも聞いたと思いますが、今回の場合、債務負担行為で3,000万円をつけてやる。無償でやるのではなくて、今度はお金をつけて実はやるのだということになるわけですが、この3,000万円の予算措置をする理由はどのようなことなのか。一方では無償譲渡と言っておきながら、一方では3,000万円の補助金を出すという形になっているわけですが、その辺市民に分かりやすく説明願いたいと思います。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） それでは、中川議員の質疑にお答えしたいと思います。

まずは、無償譲渡をする当該施設、新穂潟上温泉の評価額でございます。市の財産評価基準によりますと、834万4,000円ということで審査をしております。

建物を無償譲渡するわけですが、今回、土地につきましては新穂潟上集落の持ち物であるということで、これは売買をすることは不可能であると。なおかつこれまでの審査の経緯の中で、地元の方々は個人に貸し出すよりは佐渡市でしっかりと借り上げていただきたいという要望の下でこういった経緯、結果ということになったというふうに審査しております。いずれにせよ、834万4,000円という市の財産を無償譲渡するわけですが、基本的に活用をされなければ何の意味もないということで、我々としてはそういう意味での審査をさせていただいております。

続きまして、無償譲渡にもかかわらず債務負担行為で3,000万円を佐渡市がつけているではないかという点でございますが、当該施設、私どもこの審査に当たる前の12月12日に現地視察をさせていただきました。この施設は、ちょうど3年前ですか、ここの施設のそばを流れる川が氾濫しまして、水につかり、大きな浸水被害に遭ったということも伺っております。それとともに、水がついたということで、機器等の将来的不安というのも抱えた状況であるということ、それからかなり老朽化もしているという状況、並びにこの施設にもともと隣接しておりましたさきの湯と研修施設等の旧館がございます。これがかなり老朽化、築70年を超えた施設が併設されておりまして、これの解体をするというような目的の中で試算をしますと、総額3,000万円以上の試算がされたということですが、3,000万円の中で何とか事業を継続していただきたいということで債務負担行為というものがついているということでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段のその834万4,000円というのは分かったのですが、これ一応5年間ルールになっているのですよね。5年間はやっていただくと。ただし、5年間やれば、うがつた見方でいうと5年間過ぎたら好き勝手にしていいというわけではないのだけれども、当然そういうことも想定され得るわけなものですから、5年間ルールで、5年間以降は自由にできるものなのかということをお尋ねしたい。その場合、地権者との、土地を借りている人との関係はそのことは十分理解してもらっている、どんなことが起きるか分かりませんからね。理解してもらっているのだろうなということをまたお聞きしたい、それが1点目です。

2点目はですが、揚げ足を多分取るようで非常に恐縮ですが、修繕に必要な費用を3,000万円に小切ったというような言い方が今あったわけですが、これは問題ではなかろうかというふうに思うのです。例えば公共施設見直し手順書というものがありまして、そこに書かれているものの中には、「公共施設の譲渡に関し、市の責任において修繕が必要と認めた経費の全額とする」と明確に書いてある。小切ってはならないと書いてある。その辺はどういう中身でしょうか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） では、一つ一つ答えさせていただきたいと思います。

基本的に今回の無償譲渡の契約での運営は5年ということありますので、5年以降経営が継続されるのか、はたまた返還されるのか、その辺についてはあくまでも5年運営の無償譲渡ということで我々は審査いたしております。ただし、現地視察をさせていただいた中で、それからこれまでの審査経過の中では、今回無償譲渡を受ける譲受者は、現在、佐渡市が運営していた温泉をしっかりと経営されているという状況もございます。そして、御当人からのヒアリングもさせていただいた中で、佐渡で歴史ある温泉を守り

たいというお気持ちを何度も話しされていたということで、我々はこの5年間は一生懸命やつていただけたのだろうということで、それも加味して判断をさせていただいた次第でございます。

続きまして、3,000万円の部分であります。佐渡市としては、その額面について小切ってはいけないというような御指摘でございますが、これはあくまでもこの範囲内で実施する内容は自由であるということで、実績払いということで債務負担行為の枠組みをつけたということでございますので、その中であくまでもこの3,000万円というのは見積りでございます。民間の活力を利用しながら、予算の中で有効にこの施設改修にこの予算を使っていただけるということで、我々はこれを了としたという次第でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） 前段の指定管理の一連の市有温泉の関連の無償譲渡ですから、受け取ってくれた方が成功していただく、継続していただくほうが私もいいと思っているのですが、仄聞するところによると3,000万円では足らないのではないかというようなものもあるのですが、そういうことはないということですね。

それともう一つは、ちょっと気になるのはここに、手順書に書いてあるのは、この補助金の名称です。施設整備費交付金という名称でやるべきと書いてありますが、今回の債務負担については運営円滑化支援事業補助金というふうになっています。交付金と補助金というのはえらく、また要綱も大分違うのだろうというふうに思うのですが、なぜこれを交付金にしなかったのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 申し訳ありません。その違いについては、あくまでもプロポーザルの中で、佐渡市としては3,000万円という枠組みの中で運営をしていただきたいという意味合いでございますので、その辺の考え方方が違ったということだというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、3,000万円の部分につきましては、いわゆる民間の力で、あくまでもこれは3,000万円かかるのではないかという見積りの中で3,000万円というプロポーザルでございますので、今後、実質どのくらいかかるのかということは、民間の力を活用すると削減の可能性もあるだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第111号 財産の無償譲渡（新穂潟上温泉）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより陳情第8号 佐渡市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書の提出を求める陳情について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立なしてあります。

陳情第8号を採択することは否決されました。

陳情第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島条例の制定違反についての陳情の委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今年の当初にあった理念条例で最高位の条例と言われた佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例についての陳情です。陳情の項目でいうと2つあります、1つは条例を制定したことを謝罪してくださいという。私は謝罪まではどうなのかと思っていますが、それが1つ。もう一つは、以後法令遵守を宣言してくださいと。法令遵守というか、しゃばの常識ということで、言わんとする意味は分かるのですが、謝罪までは私はいかがなものかと思っているのですが、どのような審査をされたのか。今日の冒頭でももう既にコンプライアンスしていないというのもありましたけれども、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） それでは、お答えさせていただきます。

今回の陳情につきましては、子供を佐渡市がみんなで支えていこうという心温まる、大変いい条例を制定したということでございます。にもかかわらず、ここで、この制定に当たりコンプライアンス無視があったのではないかという御意見の陳情でございました。それにつきまして私ども審査をさせていただきましたが、基本的にまず佐渡市市民意見提出手続要綱というものがございまして、それによってパブリックコメントが求められるか、求められないかということが判断されるわけでございます。それを審査した結果、基本的にはまずはこの佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例は理念条例であるということでありますので、そもそも佐渡市市民意見提出手続要綱では対象でないということが判明しております。並びにこの条例制定に当たりましては、いわゆるパブリックコメントと同等の手続を経て答申をいただいた中で進めているということが審査の中で判明いたしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 当時の執行部の答弁が市のパブリックコメント要綱に反していないという、そのとき私も言ったのだけれども、あの要綱はたしか平成18年か平成16年頃の古いものでしかなくて、その後全然更新していないというもので、現時代においてはもう化石になっている。あれだけしかやらないなどというのは。議会基本条例やいろいろなものもありますが、もう既に市民手続条例みたいなもので、もっともっと進化をしているというのが状況なので、ちょっと古い、時代錯誤の要綱で判断をしたのではないですか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） ただいま御指摘の部分でございますが、佐渡市市民意見提出手続要綱につきましては、平成20年3月28日告示第59号というふうになっております。ですので、古いかどうかというのは個人の考え方があるかというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。し

かし、我々はあくまでも現在ある手続要綱に基づいて、それが法令に違反しているのかどうかということを審査するのが仕事でございますので、その中におきましては何ら問題はなかったと。しかし、3月の、これは定例会でございましたか、その中で副市長も、できる限り市民の意見を取り入れることを今後していきたいという御意見もいただいておりますので、今後はそのような方向でされるということも含めまして、我々はこの陳情については否決するべきというふうに判断しております。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島条例の制定違反についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第9号を採択することは否決されました。

議案第111号、陳情第8号、9号を除く今定例会の市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第97号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）、議案第98号 字の変更について（江積地内）。以上2議案は、江積地内において、漁港改修事業で施工した漁港施設用地の造成工事により、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地及び国有海浜地に盛土を行い得た土地について、新たに生じた土地を確認すること並びに当該土地を編入するため、字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 新たに生じた土地の確認について（両津夷地内）、議案第100号 字の変更について（両津夷地内）。以上2議案は、両津夷地内において、漁港改修事業で施工した漁港施設用地の造成工事により、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地について、新たに生じた土地を確認すること並びに当該土地を編入するため字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原

案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、佐渡海洋深層水分水施設の指定管理者に新潟県佐渡海洋深層水株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は8,265万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。佐渡海洋深層水分水施設の現地観察において、今後大幅な修繕が見込まれる設備等があることを確認した。指定管理による本施設の運営に当たっては、指定管理者と十分に協議し、施設更新も含めた将来試算を行い、維持管理を着実に推進すること。

議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）。本案は、ドンデン山荘の指定管理者にサンフロンティア佐渡株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。本案は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉の指定管理者に一般財団法人赤泊振興公社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は6,000万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。3年間の指定管理料で、前回の2,850万円から6,000万円に大幅増額されている。施設運営の収支は、コロナ禍の影響を受け大幅な赤字であったものの、指定管理料の算定根拠が不明確な上、説明も不十分であったことは誠に遺憾である。担当課においては、指定管理者や一般社団法人佐渡観光交流機構等と連携して、施設の目的を達成するための誘客支援策を実施し、収支の改善に努めること。

議案第116号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に4,796万3,000円を、支出の予定額に4,747万9,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では支出の予定額に21万6,000円を追加するものであります。主な内容は、収益的収支における電気料金の値上げに伴う動力費の増額と利率の改定に伴う企業債償還利息の減額、資本的収支における償還金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に1,732万5,000円を、支出の予定額に1,651万3,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に1,500万円を、支出の予定額に1,536万8,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、収益的収支における電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額及び資本的収支における施設更新工事の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に101万8,000円を、資本的支出の予定額に25万5,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に51万7,000円を、資本的支出の予定額に35万2,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより今定例会の産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で今定例会における常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時32分 休憩

---

午後 3時45分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（近藤和義君） 日程第4、諸般の報告を行います。

産業建設常任委員長より所管事務調査の報告を求められておりますので、これを許します。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 所管事務調査報告書。

本委員会の所管に属する事務について調査を実施したので、会議規則第109条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1、調査期日。令和4年8月10日、10月25日、11月24日及び12月13日。
- 2、所管事務調査の内容。航路・空路・陸路について（小木一直江津航路の支援について）。
- 3、本調査における目的及び概要。（1）、本調査の目的。佐渡汽船株式会社（以下、「佐渡汽船」という）は、令和4年3月31日から株式会社みちのりホールディングスのグループ企業となり、同年7月29日開催の佐渡航路確保維持改善協議会において、自己資金での中古カーフェリー「えひめ（現こがね丸）」

購入の方針が報告された。さらに、佐渡市、新潟県及び上越市に対し、小木一直江津航路へのカーフェリー導入に伴う航路維持の支援要請があったことから、支援の在り方について所管常任委員会としてどのように評価するのかということを調査事項とし、このことについて所管事務調査の報告をするものである。

(2)、小木一直江津航路カーフェリー導入について。佐渡汽船が高速カーフェリー「あかね」の売却を決定して以降、小木一直江津航路はジェットフォイルのみの運航となつたため、市民や産業界並びに佐渡市議会は同航路へのカーフェリーの早期導入を強く求めてきた。令和4年7月29日開催の佐渡航路確保維持改善協議会では、佐渡汽船から自己資金で中古カーフェリー「えひめ（現こがね丸）」を購入し、令和5年春から同航路に就航する方針が正式に示され、同協議会において国と事前協議の手続を進めることについて了解された。その後、同年9月に当該船舶の購入が発表された。

(3)、小木一直江津航路の支援について。令和4年7月29日開催の佐渡航路確保維持改善協議会においてカーフェリー導入が示されたことに伴い、佐渡汽船から佐渡市、新潟県及び上越市に対し当該支援の要請があった。佐渡汽船は、小木一直江津航路へのカーフェリー導入に伴い、同航路の収支は就航後10年間で数億円改善するとしているものの、赤字は継続すると見込んでいる。とりわけ、減価償却費を含む就航後3年間の航路収支が大幅な赤字となることから、航路の維持確保のため自治体に支援を求めている。執行部からは、カーフェリー導入により同航路の収支が改善されるだけではなく、冬期間のドック時1隻体制解消やジェットフォイルの予備船確保などにより、将来にわたって佐渡航路全体が安定的に維持される等の説明があった。支援については、中古船購入後3年間に生じる航路損益の赤字に対して、11億円を上限とし、その負担割合などの具体的な内容については新潟県及び上越市と協議することが示された。

(4)、新潟県の支援策について。新潟県は、今回的小木一直江津航路に対する支援の負担割合について、平成31年度の粟島汽船「ニューあわしま」船舶建造に対する支援の実績から、最大11億円を佐渡市と上越市が支援し、この11億円について8割は国の特別交付税を活用し、残り2割を新潟県と佐渡市・上越市で1対1とする案を示している。しかしながら、この案は新造船に対する支援策であり、当時、「ニューあわしま」建造の総額19億3,000万円に対し15億8,000万円が国の補助により賄われているため、粟島浦村の負担は3億5,000万円であった。また、特別交付税措置と県の支援により、村の実負担は総額の約1.8%（3,500万円）であったことから、大幅な負担割合の低減措置が図られている。

今回の中古船「えひめ（現こがね丸）」導入では国の補助制度が該当しないため、県が示す粟島スキームを参考に負担割合を検討していることは前提条件が大きく異なる。県が示す案は、佐渡市・上越市の実負担10%（1億1,000万円）となっており、当時の粟島浦村における負担割合と比較し過大となっている。

また、直近では令和2年度の佐渡汽船に対する事業継続支援として、新潟県5、佐渡市2、上越市1の割合で総額14億円を支援しており、新潟県はこの負担割合を佐渡市・上越市案としている。

なお、これまで佐渡市は佐渡汽船に対し、平成26年3月に新潟一両津航路で就航したカーフェリー「ときわ丸」に21億円、平成27年4月に小木一直江津航路で就航した高速カーフェリー「あかね」に8億1,000万円の建造費を支援しているが、新潟県においては船舶建造費に対しての支援は行っていない。

4、当委員会の意見。小木一直江津航路の支援について。(1)、負担割合について。離島の補助対象航路への支援については、国の補助航路を有する全国25都道県のうち、航路の赤字補填の制度がないのは新潟県のみである。このたび、改正離島振興法において都道府県による離島市町村への支援が努力義務とし

て新設された。このことを踏まえ、今回的小木一直江津航路の支援については、新潟県、上越市とも十分に協議し、佐渡市としての負担割合を可能な限り低減するよう努力すること。

(2)、航路支援の年数について。佐渡汽船の説明によれば、「えひめ（現こがね丸）」は船齢21年であり、今後10年間は十分に活用できるとのことである。佐渡汽船は、行政による最大11億円の財政支援について、中古船舶購入に係る3年間の減価償却期間中の実施を要望していると思料する。しかしながら、航路支援額の8割が特別交付税措置というスキームを鑑み、佐渡市・上越市で負担する最大11億円の8割、すなわち8億8,000万円が特別交付税のルール分として両自治体に措置されたとしても、非ルール分が減額されてしまい、年度ごとの交付される特別交付税の総額が実質的に変わらないという可能性も否定できない。したがって、財政への負荷も考慮の上、3年という短期間ではなく、10年程度の中長期的な継続支援となるよう努力すること。

(3)、議会への事前報告について。執行部の説明によれば、令和5年1月中には負担割合を決定し、予算額の算定を行った上で、令和5年3月定例会の当初予算に計上する必要があるとのことである。負担割合及びスキームについては、議会に対して事前に報告すること。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 発議案第14号

○議長（近藤和義君） 日程第5、発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君）

発議案第14号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年12月21日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	室岡 啓史
賛成者	〃	坂下 善英
	〃	山本 卓
	〃	山田 伸之
	〃	林 純一

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年条例第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「18人」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由。現在、全国の地方議会において、議員定数について隨時見直しが行われており、定数減とする傾向が顕著となっている。本市においても全国的な議員定数削減の流れの中で議員定数はそのときの人口に連動して削減すべきものと考える。

佐渡市人口ビジョンによると、次回佐渡市議会議員選挙が実施される令和6年には、本市の人口は約4万8,000人に減少すると推定されている。全国市議会議長会資料によれば、令和3年12月31日現在、本市の類似団体で人口5万人未満の12市を見ると、当市議会の21議席より定数が少ない自治体が10市、そのうち6市が18議席となっている。

議員定数について適正とされる明確な基準がない中で、将来人口、市域面積、議会運営上の観点、及び市民からの意見聴取時期等の面から議論した結果、意見の一致が見られなかった。しかしながら、本市議会議員選挙を令和6年4月に控えているこの時期にこそ、議員定数を見直し削減を実行すべきであると考える。

よって、佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正し、議員定数を18人に削減すべきとして、このことを発議する。

以上であります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

上杉育子君の反対討論を許します。

上杉育子君。

〔10番 上杉育子君登壇〕

○10番（上杉育子君） 発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論を行います。

結論から申し上げますと、人口や産業構造に基づいて制定された類似団体の議員定数の平均値と佐渡市の議員定数の21名はほぼ同数であります。現状維持がふさわしいと考えるものであります。定数をどのような基準で定めるかはいろいろな考え方があることは当然ですが、私は佐渡市については離島であること、広い面積に長い海岸線を有する地域に多くの集落が分散していること、つまり人口の集積がほかの自治体とは大きく異なることを重要視すべきだと考えます。先ほどの提案理由では、人口規模が主な理由と思われますが、類似団体であっても狭い範囲に人口が密集している自治体がほとんどで、当市とは全く状況が異なっていることは明白であります。現在、私たちは議会基本条例を作成中であります。その素案における

る議員定数の条文では、議員は議員定数の見直しに当たっては行財政改革の視点だけでなく、市政の現状、課題並びに市民意見等を十分考慮するものとするとしています。ただいま提出されている発議案は、まさしく議員のみの考えで出されたものであり、市民の意向は全く反映されていません。これは、議会の憲法とも言われる議会基本条例の精神に反するものであると指摘せざるを得ません。

また、議員定数が少なくなるにつれて女性議員の数や割合が低くなっているという統計も確認できます。女性を含め様々な意見を反映させていくためには、議員定数を減らす必要はないと考えます。

さらに申し上げます。この18日からの寒波による大雪と停電は、市民生活に大きな影響をもたらしています。そして、その被害は中山間地に多く発生し、そこには多くの高齢者の皆さんが暮らしています。定数が削減されれば、条件不利な地域で暮らす方々の声をしっかりと受け止め、市政に反映する議員も減ってしまうことに間違いありません。よって、私はこの発議案に反対いたします。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 山田伸之君の賛成討論を許します。

山田伸之君。

〔12番 山田伸之君登壇〕

○12番（山田伸之君） 初めに、大雪による災害、停電の被害に見舞われている市民の皆様に深くお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧に引き続き市を挙げて全力で取り組まなければなりません。

それでは、議員定数を現行の21人から3人減の18人にする発議案に対し、賛成の立場から討論を行います。現在、佐渡市は人口減少が絶えず進む中で、人口減少対策や地域活性化などの課題に直面しております。したがって、こうした現実を認識した上で、不断の努力を怠らず活動に精進する責務が議員にはあると考えます。それとともに、将来を見据えた人口の推移や他自治体の動向を踏まえながら、議員定数についてもしっかりと対応する責務もあると考えます。議員定数の在り方について市民の意見を聞くべきと考え、市民アンケートの実施を議論の場となった議会運営委員会にて求めましたが、時期尚早とのことで多数の同意が得られませんでした。アンケートを行わないとする主な理由は、議員活動について市民に十分に理解されていない、このような現状でアンケートを取っても削減すべしとの声が多くなるのは当然といったものでした。ですが、事あるごとに市民の声を聞くべきと議員自ら言うのであれば、この議員定数についても例外扱いせず、まず市民の今の声を聞く、生の声を聞く、そこから現状を改めて認識すべきであって、今回市民アンケートが認められなかつたことは残念でなりません。

市政を進める上で、当然市長をはじめ市役所職員は市民の声を聞き、政策を推進しております。その上で、我々議員は市民の中には分け入り、声なき声をすくい上げ、届かなかった声を拾い上げ、できる限りそれらを市政に反映させていく、自らが多様な意見を伺い、政策のウイング、幅を広げながら市民の負託に応えていく、これには議員定数18人は決して少ない人数ではない、十分妥当な人数であると考えます。議員数の多さがより多くの市民の意見を反映するとの考え方を改め、いかにして自らの質を高め、民意を的確に市政に反映させるかを基本に、我々議員自らが重い決断を持って身を切ることが議会改革の一つの形であると確信するものであります。市民から信頼される佐渡市議会にするためにも、議員定数を18人とするこの発議案に議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま提案をされている室岡議員はじめ、山田議員の賛成討論もありましたが、議員定数の問題、削減の条例について反対の討論を行います。

まず1つは、役に立たない議員は要らないというのが市民の声だと思います。以前でいうならば、政務活動費を適当に使った号泣県会議員とか地方議員がおりました。最近では、反社会的団体の広告塔になっている議員も要らないと、こんな声もあるわけでございます。そういう意味でいうと、役に立たない議員は要らないというのが市民の真っ当な声であろうというふうに私は思っております。そこで、幾つか、ちょっとやりにくいのは、地方自治法第196条第1項には監査委員、人格が高潔で地方自治に優れた識見を有する……山田議員の後なもので非常にやりにくいのです。先ほどありましたように質の高い議員の後で非常にやりにくいのですが、幾つかの点で指摘をしておきたいと思います。

まず1つは、アンケートを何か議会運営委員会で阻止をしたというような言い方でございますが、やるならやつたらどうだ、ただ問題は答申であったことが一つの問題だったと、これは明らかです。これは、今日持つてまいりましたが、議員定数や議員報酬をどう考えるかというのは全国的な課題になっているというものです。その議論があったときに言いましたが、全国市議会議長会の統計で議員報酬が高くて議員定数が少なくなれば能力が上がるかといったら全く上がらない、数字として逆効果だというのを私副議長のときに派遣で行ってきて、皆さんに報告書で出しております。問題は、この間、前の議会改革等特別委員会でも会津若松市議会の議長の話もお聞きをし、先頃江藤教授の話も聞いているわけですが、いかに市民とともに歩んで地方自治の課題を解決していくのか、そこが勘どころだ。定数を削減すれば議員の能力が上がるわけでもないし、議会の能力が上がるわけでもない。逆に言えば、多ければ上がるわけでもない。問題は、議会の運営の仕方や中身をどうするか、このことで今、議会基本条例検討特別委員会で私は頑張っているものだと承知をしております。そのことによって、まず市民に信頼を得ていく、そのことが今重要だということでございます。

アンケートの件でございますが、先ほど言ったように、もうこれもはっきり出ているのです。市民の方に議員報酬高いかとアンケートを取ると必ず高いと言うのだそうです。では、幾らか知っているかというと、知らないと言うのだそうです。これと同じような状況があるから、会津若松市でも江藤教授のお話でも市民ときちんと、議会って一体何なのだろうという中で議員定数の在り方や報酬を決めていくべきだというのを私どもの考え方で、この間一貫して言っております。ですから、場合によればろくでもない議員だから4人もいればいい、4人はどうなるかというと議長、議長が事故あるときには副議長が要りますから、委員長、委員長に事故あるときには副委員長が要りますから、最低4人は要るのだろうというふうに思いますが、そうではなくて、我々が担っているのは地方自治の本旨です。地方自治法に書かれている。団体の自治と住民自治、とりわけ住民自治をどのように具現化していくのか、このことが議会に私は大きく求められていると思います。議会任せでもなく、市民任せでもなく、市民と議会と、そしてまた執行部も含めて住民と一緒に地方自治をつくっていく、これが私は地方自治の本旨だというふうに思っております。

冒頭に言いましたが、無駄な政務活動費を使うようなやつとか、反社会団体の広告塔になっている、そんな議員は要りません。そうではなくて、住民とともに歩んでいく議会をこれからつくっていく必要があるだろうと。今それに取り組んでいるさなかでございます。考え方はいろいろあっても構いませんが、やはりどうやったら議会の今の能力を上げられるのか、そして市民に信頼される議会になるのか、しっかりと執行部をチェックできるのか、ここを佐渡市議会の今の置かれた局面は一生懸命頑張ってやるべきではないかということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案に対する討論を終結します。

これより発議案第14号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

発議案第14号は否決されました。

---

#### 日程第6 議案第135号

○議長（近藤和義君） 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について御提案をさせていただきます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間妙薰氏の任期が令和5年3月31日をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第135号を同意することは可決されました。

---

## 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和4年第8回12月市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭にも御報告申し上げましたが、18日からの大雪の影響により停電が発生し、現在において多くの地区で停電が続いている状況でございます。現在、東北電力をはじめ、関係機関から人数を増やすなどの対応をいただいているところでございます。東北電力の発表によると、一部地域での今日中の復旧等も出ておるようでございます。しかしながら、全体の復旧めどについては、できるだけ早く立てるよう東北電力のほうにお願いをしてまいりたいと考えておるところでございます。あわせまして、県、NTT含めまして、引き続き関係機関と連携しながら一日も早い復旧に取り組んでまいります。

また、市としましては、特に家から出られない方を中心に生活支援物資を配給していくとともに、入浴施設の無料提供、また宿泊施設での宿泊など、また佐渡市における避難所の設置など、できる限りの支援で市民に寄り添った対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。今週末にかけてまた強い寒波の襲来が予想されております。それに向けましても、市としてもしっかりと準備をしながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。市民の皆様におかれましても、しっかりととした備えを今からしていただきたい、現在も電気が行っているところにつきましても強い風等の影響が想定されますので、備えをお願いしたいというふうに考えております。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げるところでございます。本定例会におきましては、個人情報保護法施行条例の制定をはじめ、指定管理者の指定に関わる議案、佐渡ふるさと島づくり寄附金に関わる補正予算、また追加上程をさせていただきました新潟県人事委員会勧告に伴う給与条例の改正及び人件費補正のほか、行政組織条例の一部改正などについて議決をいただき、誠にありがとうございます。

また、一般質問におきましては、12人の議員の皆様から市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。それらを参考にし、今後の施策につなげてまいります。特に組織の改編につきましては、現在の企画財政部を企画部と財務部に独立させることで、思い切った政策の打ち出しと費用対効果を見据えた財政運営など、それぞれの機能強化を図りながら持続可能な行政運営を進めてまいりたいと考えているところで

ございます。

新型コロナウイルスの発生状況につきましても、佐渡市においては非常に高止まりの状況が続いているという認識でございます。市民の皆様には、オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種、また体調不良時には外出を控えるなど、また併せて家庭内でも小まめな換気を行うなど、基本的な感染防止対策の再徹底に再度御協力をお願い申し上げるところでございます。

また、今定例会冒頭でも御報告をいたしましたが、曾我ひとみさんら5人の拉致被害者が帰国して20年が経過しました。その一方で、曾我ミヨシさんをはじめ、残る方々の情報は何もないまま現在に至っております。もう時間がございません。少しでも早い解決に向けて引き続き取り組んでまいります。

12月に入り、冬の寒さも一段と増してまいりました。長期予報では、平年並みまたは気温が低くなる予報となっております。市民の皆様におかれましては、気象情報や市からのお知らせを御確認の上、水道管凍結防止の対策をしていただくとともに、併せて火災や交通事故などにも十分御注意いただきますようお願い申し上げます。今月13日には、河原田本町から八幡にかけて発生した突風により屋根や外壁が剥がれ、窓ガラスが割られるなど、38戸の建物被害が発生いたしました。現在、佐渡市では罹災証明の迅速な交付に努めています。また、被災された方がクリーンセンターへ持ち込むごみ処理手数料の免除を行っております。また、これから調査になりますが、被害に遭った家屋については状況により固定資産税の減免というケースもございます。いずれにいたしましても、担当課までお問合せをいただきたいというふうに考えております。

あわせまして、定例会中ではございましたが、高雄市との交流事業、山本悌二郎氏の除幕式のほうに参加させていただきました。謝日本代表、また陳高雄市長、また議會議長を含め、多くの方々から様々な御意見、またおもてなしをいたしましたところでございます。その中では、佐渡市民への感謝、佐渡市議会への感謝の声が多々あったところでございます。これは、佐渡の先人である山本悌二郎氏、この功績、台湾の方が非常に高く評価をされている、それを市民の皆さんに伝えて、また佐渡市民、我々も含めてこの山本悌二郎氏の功績をきちんと伝えていかなければいけない、改めてそういう思いをしたところでございます。この件につきましては、陳市長から自治体での交流、また市民への交流、そういうものに進めていきたいという御提言をいたしましたところでございます。知事とも若干お話をさせていただいて、高雄市は日本でいうと県に近い、約300万人弱ぐらいの人口がいるところでございますので、新潟県などと連携しながら台湾の交流含めて高雄市との先人の縁をしっかりとつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

結びになりますが、年末年始を控える中、停電等で本当に御不便な生活を余儀なくされている方が多くおられます。本当に我々申し訳ない思いでいっぱいございますが、市民の皆様におかれましては健康にくれぐれも御注意いただき、穏やかな新年をお迎えくださいよう御祈念申し上げ、またこの復旧について東北電力含めて一緒に取り組むことを申し上げて本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和4年第8回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時22分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 近藤和義

署名議員 坂下善英

署名議員 金田淳一